

# 第199回 定時株主総会 招集ご通知



証券コード：9173

## ■ 開催日時

2024年3月26日（火曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

## ■ 開催場所

東京都文京区関口二丁目10番8号  
ホテル椿山荘東京バンケット棟1階「胡蝶」

## ■ 決議事項

第1号議案 監査役1名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

お土産および喫茶サービスはご用意しておりません。



(証券コード9173)  
2024年3月8日  
(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目16番1号

東海汽船株式会社

代表取締役  
社 長 山 崎 潤 一

## 第199回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第199回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tokaikisen.co.jp/company/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも  
掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし  
て、銘柄名（東海汽船）または証券コード（9173）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/  
PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、  
お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行  
使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご  
返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都文京区関口二丁目10番8号  
ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第199期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第199期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 監査役1名選任の件  
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての  
決定事項
  - (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
    - ① 事業報告の以下の事項  
「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
    - ② 連結計算書類の以下の事項  
「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③ 計算書類の以下の事項  
「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
  - (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 監査役1名選任の件

監査役宇田川秀人氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、あらためて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> うだがわ ひで と 宇田川 秀 人 (1948年7月9日生)	1971年 4月 株式会社松屋入社 1996年 5月 同取締役総務部長・関連事業部長 2001年 5月 同常務取締役総務部長・庶務部・広報部担当 2005年 3月 同常務取締役営業副本部長・外販事業部長 2010年 3月 株式会社アターブル松屋フードサービス取締役会長 株式会社アターブルグリーンレストラン取締役会長 2012年 3月 当社監査役 (現在)	0株

- 注) 1 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2 宇田川秀人氏は、社外監査役候補者であります。  
 3 社外監査役候補者とした理由  
 上場会社の総務担当取締役として培われた専門的な知識、経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
 また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。  
 なお、同氏は2012年3月より、当社の社外監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって12年であります。  
 4 責任限定契約の締結について  
 当社は、宇田川秀人氏との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。  
 5 役員等賠償責任保険契約の概要  
 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。本議案において宇田川秀人氏の選任をご承認いただいた場合、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社 株式数
<p style="text-align: center;">[社外]</p> <p style="text-align: center;">いし かわ に ひ こ 石 川 二 比 古 (1949年7月30日生)</p>	<p>1973年 3 月 富士急行株式会社入社                  2002年 4 月 ハイランドリゾート株式会社代表取締役社長                  2004年 4 月 富士急行株式会社人事部長                  2004年 6 月 同社取締役                  2005年12月 同社監査室長兼人事部長兼総務部長                  2007年 6 月 株式会社富士急ハイランド代表取締役社長                  2009年 4 月 株式会社エイチ・アール・エヌ代表取締役社長                  2012年 6 月 富士急行株式会社取締役退任                  2012年 6 月 富士急トラベル株式会社代表取締役社長                  2016年10月 富士急行株式会社社長室統括（現在）                  (重要な兼職の状況)                  富士急行株式会社社長室統括</p>	0株

- 注) 1 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 石川二比古氏は補欠の社外監査役候補者です。
- 3 補欠の社外監査役候補者とした理由  
 上場会社の人事・総務担当取締役として培われた専門的な知識、経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。  
 また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
- 4 責任限定契約の概要  
 本議案において石川二比古氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
- 5 役員等賠償責任保険契約の概要  
 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が補欠監査役に選任され、監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

# 事 業 報 告

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益は総じて改善しているほか、個人消費が持ち直す等、景気は緩やかに回復しています。先行きについては、社会経済活動の正常化が進展し、景気が本格的に回復していくことが期待されます。ただし、ウクライナ情勢や中東情勢等による不透明感が見られる中で、原油価格の高止まり、物価上昇、供給面での制約等による影響に十分注意する必要があります。

当連結会計年度の事業環境として、アフターコロナにおける観光需要は徐々に戻りつつありますが、人々の意識や行動様式の変化もあり、当社グループが事業を営む東京諸島においては都心部に比して回復のスピードが緩慢であり、前期比では、乗船客数及び関連する大島島内でのホテルやバスなどの利用客数は増加しましたが、コロナ禍以前との比較ではいまだ国内の他の離島航路事業者と同様の約8割の水準に留まり、経営に大きな影響を与えております。また、貨物輸送量においては、前期と比べ微減で推移しています。

このような厳しい事業環境の中、夏季の最多客期において、お盆を直撃した台風7号による旅客の逸失等の影響や、主力客船さるびあ丸の電気推進器に不具合が発生し約3ヶ月に亘り変則ダイヤによる運航を余儀なくされ、輸送能力が大幅に低下し旅客を逸失したことも大きく影響しました。(その後、さるびあ丸は10月に臨時ドックに入渠し、通常ダイヤに復帰しました)

この結果、当連結会計年度の業績は、コロナ禍の事業活動を維持するための航路補助金が大幅に減少したこと等から、売上高は131億7千6百万円(前期139億2千9百万円)と減少した上、費用面で船舶燃料費、船舶修繕費等の増加があり、営業損失は6億2千9百万円(前期営業利益4億5千2百万円)、経常損失は5億7千9百万円(前期経常利益2億9千9百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は5億8千万円(前期純利益1億8千万円)となりました。

	当 連 結 会 計 年 度	前 期 比
売 上 高	13,176百万円	△753百万円
営 業 損 失 (△)	△629百万円	△1,081百万円
経 常 損 失 (△)	△579百万円	△878百万円
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△580百万円	△761百万円

セグメント別の業績は、次のとおりです。

### セグメント別売上高

	当連結会計年度	前 期 比	増 減 率
海 運 関 連 事 業	11,494百万円	△745百万円	△6.1%
商 事 料 飲 事 業	1,351百万円	△36百万円	△2.6%
ホ テ ル 事 業	294百万円	31百万円	12.1%
旅 客 自 動 車 運 送 事 業	257百万円	0百万円	0.1%
調 整 額	△222百万円	△3百万円	—
合 計	13,176百万円	△753百万円	△5.4%

### <海運関連事業>

主力の伊豆諸島航路において、旅客部門は大島の最大イベント「樺まつり」が通常開催されたことから、個人向け商品の営業を強化したほか、高速ジェット船では東京湾周遊クルーズや臨時運航（江の島、千葉、木更津、御前崎、松崎、焼津）、客船による横浜～東京夜景クルーズや行先当日告知の「ミステリーきっぷ」、全国旅行支援や都内観光促進事業等を活用した企画商品販売やジオパーク教育ツアーなど自然環境型観光をテーマとした新たなツアーを実施し、集客に努めました。しかしながら、夏季の最多客期において、お盆を直撃した台風7号による旅客の逸失等の影響や、主力客船さるびあ丸の電気推進器に不具合が発生し約3ヶ月に亘り変則ダイヤによる運航を余儀なくされ、輸送能力が大幅に低下し旅客を逸失したことが大きく影響しました。夏の風物詩である東京湾納涼船に多くのお客様が乗船いただいたこと等により乗船客数は大幅に増加しましたが、本来の計画には大きく及びませんでした。また、貨物部門は引き続きお客様の利便性と集荷効率の引き上げを図り、集荷に遺漏がないように取り組みましたが、貨物取扱量は生活関連品目・工事関連品目共にやや減少しました。

小笠原航路については、5月のGW明けから、事前のPCR検査が終了し、席数制限は完全解除となりました。また、5月のおがさわら丸のドック入渠時には、さるびあ丸が例年通り代替運航しました。

この結果、両航路合わせた乗船客数は73万人（前期63万3千人）、貨物取扱量は29万9千トン（前期30万6千トン）となり、当事業の売上高は、コロナ禍の事業活動を維持するための航路補助金が大幅に減少したこと等から、114億9千4百万円（前期122億4千万円）と減少し、一方、費用面で船舶燃料費、船舶修繕費等の増加があり、営業損失は2億5千5百万円（前期営業利益8億5千万円）となりました。



### ＜商事料飲事業＞

伊豆諸島を主力としている商事部門は、関係先と連携を密にし工事情報を積極的に収集するなど販売強化に取り組まれましたが、公共工事の低調を主因に島しょ向けセメント販売が減少しました。料飲部門は、旅客の回復により売上が増加し、また納涼船の内容を充実させて損益を改善したほか、自販機ビジネスの委託化や人気機種を導入、船舶レストランのメニュー見直し等を行いました。なお、商事部門における島しょ向け生活通販「ショップ東海」と島産品の全国向け販売「島ぼち」のECサイトは、自社ブランド「東海汽船はこぶね課」のキャラクタービジネスを展開する等、魅力あるサイト運営を行うことで、島民の皆さまの利便性向上と物流の活性化に取り組んでおります。

この結果、当事業の売上高は13億5千1百万円（前期13億8千8百万円）とやや減収となりましたが、自販機ビジネスの委託化に伴う手数料収入の増加等により、営業利益は1億9百万円（前期8千7百万円）と増益となりました。なお、東汽商事株式会社について4月1日付けで東海汽船株式会社が吸収合併し、商事料飲事業を担当する事業本部を組織改編、要員の増強により、旅客部門・貨物部門に続く第三の収益の柱となるべく取り組んでいます。

### ＜ホテル事業＞

大島温泉ホテル事業は、大島の豊富な海の幸の料理・高品質の源泉掛け流し温泉・露天風呂からの三原山の眺望など、「島の魅力」を前面に押し出した営業活動を行いました。また、大島の最大イベント「椿まつり」が通常開催され、全国旅行支援や都内観光促進事業等を活用した個人向け宿泊プランを中心に造成したほか、販売チャネルの見直し等により集客に努め、宿泊客は増加しました。また、客室の一部をバリアフリー対応の洋室にリニューアルし、新たなニーズへの対応を進めました。

この結果、当事業の売上高は2億9千4百万円（前期2億6千2百万円）、原価の見直し等もあり営業利益は5百万円（前期営業損失8百万円）と増益となりました。

### ＜旅客自動車運送事業＞

当事業の中心となる大島島内におけるバス部門は、お客様に安心してご乗車いただくため、「安全運行」と「良質のサービスの提供」を基本理念とした安全方針に基づき、全社一丸となって安全運行に取り組んでおり、貸切バスにおいては、日本バス協会の安全性評価制度における最高評価となる三ツ星を更新するなど長期優良事業者として認定を受けております。大島の最大イベント「椿まつり」が通常開催され、路線バスや貸切バスの需要も前年を上回り、夏休みシーズンの旅行客の需要もありましたが、秋のオフシーズンに団体需要が伸び悩みました。

この結果、当事業の売上高は2億5千7百万円（前期2億5千7百万円）、車両整備費が増えたこと等から、営業損失は9百万円（前期営業損失4百万円）となりました。なお、路線バスにおいては大島町から継続的な支援を受けております。



## (2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、能登半島地震の影響など、先行きは不透明な状況が続くと見込まれます。加えて、当社グループにとりましては原油価格の動向や、為替相場の変動、気象海象状況など、引き続き厳しく予断を許さない環境が続くものと予想されます。

当社グループは、基本理念である「安全運航」の徹底と「良質のサービスの提供」のもと、コロナ禍で減少した観光客の回復等、営業の再構築、業績の回復が喫緊の課題となっています。

主力の伊豆諸島航路においては、1997年に旅客運賃を、1998年に貨物運賃を改定して以降、人件費や物価が上昇する中においても、消費税改正に伴うものを除いて、これまで運賃改定は実施しておりません。これまで経費節減などさまざまな経営努力を積み重ねてまいりましたが、近年の人件費や船舶の修繕費等の維持コストの上昇、東京諸島の人口減少などの環境変化により、このままでは現状の船舶の運航並びにサービス水準を維持・継続していくことは困難であり、抜本的な経営改善策が必要と判断するに至りました。安全・安心な運航を維持するために、関係当局の認可を前提として、運賃改定を実施し経営基盤の強化を図る所存です。

旅客部門は、東京諸島の観光資源の魅力と集客力を強化し、自然を楽しむツアーの展開など自然環境型観光の商品開発や船旅の魅力を伝え、安全・安心な「東京の宝島への旅行」の提案に注力してまいります。また、東京湾納涼船は、幅広い年齢層のお客様にお楽しみいただける船内空間を創出し、ブランドの強化を図ります。

貨物部門は、工事関連の積極的な受注を図り、あわせて貨物事故防止を徹底し、またコンテナ管理を強化すると共に、国等の補助金を得て製作した冷凍・冷蔵コンテナを最大限活用し、貨物輸送の品質向上を図ってまいります。

商事料飲事業は、早期に収益の第三の柱となるようさらに戦略的に取り組んでまいります。東京湾納涼船における船内販売の強化、自販機ビジネスの拡大、コンテナ販売など新規ビジネスの推進、ECサイト事業における取扱商品の充実と知名度の向上などに取り組んでまいります。

ホテル事業は、販売チャネルの見直し・強化等により増収を図ると共に、労働生産性の向上などによるコスト低減を図り収益力を高めます。またバリアフリー対応を含めたサービス向上を始め、お客様満足度の向上に一層取り組んでまいります。

旅客自動車運送事業は、貸切バス安全性評価制度三ツ星認定を更新し（2026年まで）、アフターコロナの観光客のニーズの変化を踏まえ、引き続き安全運行と収支改善に努めてまいります。

以上のとおり、各部門に亘って業績向上を図るため、一層の努力をいたす所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社の経営に対し、従来と変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況および資金調達の状況

当期の設備投資は、大島温泉ホテルの改修工事および船舶の改修工事などで、3億7千9百万円実施しました。

なお、資金調達に関しては、自己資金および借入金によって充当しております。

### (4) 財産および損益の状況

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	2020年度 第196期	2021年度 第197期	2022年度 第198期	2023年度 第199期 (当連結会計年度)
売 上 高	8,970百万円	10,810百万円	13,929百万円	13,176百万円
経常利益又は経常損失 (△)	△322百万円	234百万円	299百万円	△579百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△)	△328百万円	△78百万円	180百万円	△580百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	△149円54銭	△35円66銭	82円36銭	△264円56銭
総 資 産	21,431百万円	23,863百万円	23,705百万円	22,480百万円
純 資 産	4,837百万円	6,119百万円	6,338百万円	5,876百万円

### (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主な事業内容
東海マリンサービス株式会社	10百万円	100.0%	海 運 代 理 店 業
大島マリンサービス株式会社	10百万円	100.0%	海 運 代 理 店 業
八丈マリンサービス株式会社	10百万円	100.0%	海 運 代 理 店 業
東海シップサービス株式会社	10百万円	100.0%	船 内 サ ー ビ ス 業
東 汽 観 光 株 式 会 社	10百万円	100.0%	ホ テ ル 業
大島旅客自動車株式会社	10百万円	100.0%	旅 客 自 動 車 運 送 業
小笠原海運株式会社	10百万円	51.0%	旅 客 定 期 航 路 事 業
伊豆七島海運株式会社	44百万円	※46.6%	内 航 海 運 業

(注) 1. ※印は、間接所有を含む出資比率です。

2. 当社は、2023年4月1日付にて、100%子会社でありました東汽商事株式会社を吸収合併いたしました。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、海運関連事業、商事料飲事業、ホテル事業および旅客自動車運送事業を営んでおります。事業の内容は次のとおりであります。

- ① 海運関連事業……………当社は、東京諸島と本土間を結ぶ旅客・貨物の定期航路事業および東京湾内周遊の事業を行っております。  
小笠原海運(株)は、小笠原諸島と本土間を結ぶ旅客・貨物の定期航路事業を行っております。  
伊豆七島海運(株)は、東京諸島と本土間を結ぶ貨物の運送事業を行っております。  
東海シップサービス(株)は、船内サービス業を行っております。  
東海マリンサービス(株)・大島マリンサービス(株)・八丈マリンサービス(株)および伊東港運(株)は、海運代理店業を行っております。  
東海技術サービス(株)は、ジェットフォイルの船体、機関の整備を中心とした船舶修理業を営んでおります。
- ② 商事料飲事業……………当社は、船内および船客待合所内での料飲販売・食堂の経営、東京諸島での生活必需品・建設資材の供給、島の特産品やオリジナルグッズの販売を目的とした商事活動を営んでおります。
- ③ ホテル事業……………東汽観光(株)は、大島においてホテル業を営んでおります。
- ④ 旅客自動車運送事業…大島旅客自動車(株)は、大島島内でのバスの運行を行っております。  
東海自動車サービス(株)は、大島において自動車整備業を営んでおります。

## (7) 主要な事業所

### ① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都港区	利 島 営 業 所	東京都利島村
竹 芝 営 業 所	東京都港区	新 島 営 業 所	東京都新島村
芝 浦 営 業 所	東京都港区	式 根 島 営 業 所	東京都新島村
横 浜 営 業 所	神奈川県横浜市	神 津 島 営 業 所	東京都神津島村
久 里 浜 営 業 所	神奈川県横須賀市	三 宅 島 営 業 所	東京都三宅村
熱 海 営 業 所	静岡県熱海市	御 蔵 島 営 業 所	東京都御蔵島村
伊 東 営 業 所	静岡県伊東市	八 丈 島 営 業 所	東京都八丈町
大 島 営 業 所	東京都大島町		

### ② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東海マリンサービス(株)	東京都港区	東 汽 観 光 (株)	東京都大島町
大島マリンサービス(株)	東京都大島町	大 島 旅 客 自 動 車 (株)	東京都大島町
八丈マリンサービス(株)	東京都八丈町	小 笠 原 海 運 (株)	東京都港区
東海シップサービス(株)	東京都港区	伊 豆 七 島 海 運 (株)	東京都港区

## (8) 従業員の状況

当期末従業員数	前 期 末 比	平 均 年 齢	平均勤続年数
365名	6名増	43.7才	14.5年

## (9) 主要な借入先の状況

借 入 先	期 末 借 入 金 残 高
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	9,716百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	800百万円

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,200,000株（自己株式5,291株を含む）
- (3) 当期末株主数 7,050名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
藤 田 観 光 株 式 会 社	396千株	18.04%
DOWA ホールディングス株式会社	150千株	6.83%
東 京 汽 船 株 式 会 社	75千株	3.45%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	52千株	2.39%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口)	51千株	2.32%
ENEOS ホールディングス株式会社	50千株	2.27%
東 海 汽 船 従 業 員 持 株 会	41千株	1.88%
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	35千株	1.59%
内 海 造 船 株 式 会 社	33千株	1.50%
株 式 会 社 恵 興	23千株	1.04%

- (注) 1. 大株主は、2023年12月31日現在の株主名簿によるものであります。  
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は、自己株式（5,291株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況 (2023年12月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
山崎潤一	代表取締役社長執行役員 (営業本部長)	東京汽船株式会社社外取締役
櫻井薫	常務取締役執行役員 (運航本部長)	
若林英一	取締役	DOWAホールディングス株式会社執行役員 総務・法務部長 兼 秘書室長 兼 DX推進部長 DOWA マネジメントサービス株式会社代表取締役社長 DOWA 興産株式会社代表取締役社長 神島化学工業株式会社社外監査役
齊藤宏之	取締役	東京汽船株式会社代表取締役社長 東京湾フェリー株式会社代表取締役社長 株式会社ポートサービス代表取締役社長 T-KOS株式会社代表取締役社長
櫻井和秀	取締役	京浜急行電鉄株式会社取締役常務執行役員生活事業創造本部長 兼 鉄道本部担当
倉崎嘉典	取締役執行役員 (管理本部長)	
藤間修	常勤監査役	
竹崎啓介	常勤監査役	
宇田川秀人	監査役	

- (注) 1. 取締役若林英一氏、齊藤宏之氏および櫻井和秀氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役竹崎啓介氏および宇田川秀人氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役齊藤宏之氏および櫻井和秀氏、監査役宇田川秀人氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
 2023年3月23日開催の第198回定時株主総会終結の時をもって、道平隆氏は取締役を退任いたしました。  
 2023年3月23日開催の第198回定時株主総会において、櫻井和秀氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

### ① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役	7名	78百万円
監査役	3名	24百万円

- (注) 1. 社外役員6名の報酬等の総額は、19百万円であります。  
2. 上記のほかに、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は7百万円であります。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア 当該方針の決定の方法

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、次項イに記載のとおり取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針を定めております。

#### イ 当該方針の概要

- ・ 各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保する。
- ・ 金銭のみの固定報酬とする。
- ・ 競争力のある優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とする。
- ・ 離島航路の維持に努める公共的立場や、その業績は自然災害や燃料油価格等、不確定要素に左右され、役員の貢献度が必ずしも企業業績に反映するとは限らないため、数値指標と報酬のリンクは必ずしも適切な動機付けにはならないと判断し、直接的業績連動または非金銭等による取締役報酬の付与は行わない。
- ・ 取締役の報酬は、会社の財務的な制約の範囲で、取締役の役位、常勤・非常勤の別等を個別に勘案し、従業員給与とのバランスおよび一般水準に応じ決定する。

#### ウ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、株主総会で承認された限度額の範囲内で経営会議において決定しております。経営会議には業務執行取締役に加えて常勤監査役も参加し、取締役会で定めた決定方針との整合性も含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

### ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2013年3月26日開催の第188回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額15百万円以内（員数8名 使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、2018年3月27日開催の第193回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額3百万円以内（員数4名）と決議しております。



#### ④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別報酬額決定については、代表取締役社長執行役員営業本部長山崎潤一、常務取締役執行役員運航本部長櫻井薫、取締役執行役員管理本部長倉崎嘉典、常勤監査役藤間修、常勤監査役竹崎啓介を構成員とする経営会議において、会社の財務的な制約の範囲で、取締役の役位、常勤・非常勤の別等を個別に勘案し決定しております。これらの権限を委任した理由は、会社の事業運営全体を統括する業務執行取締役が報酬案を作成し、常勤監査役の監督の下で多角的な検討を行ったうえで決定することが最も相応しいと判断しているためであります。

### (3) 社外役員に関する事項

〈取締役 若林 英一〉

#### ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

同氏は、DOWAホールディングス株式会社の執行役員、総務・法務部長、秘書室長、DX推進部長、同社の子会社であるDOWAマネジメントサービス株式会社の代表取締役社長、DOWA興産株式会社の代表取締役社長を兼務しており、DOWAホールディングス株式会社は当社の発行済株式（除、自己株式）の6.83%を保有する大株主であります。

#### ② 他の法人等の社外役員の兼職状況

同氏は、神島化学工業株式会社の社外監査役を兼務しております。同社と当社の間特別な関係はありません。

#### ③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会5回全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈取締役 齊藤 宏之〉

#### ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

同氏は、東京汽船株式会社の代表取締役社長、同社の子会社である東京湾フェリー株式会社の代表取締役社長、株式会社ポートサービスの代表取締役社長、T-KOS株式会社の代表取締役社長を兼務しており、東京汽船株式会社は当社の発行済株式（除、自己株式）の3.45%を保有する大株主であります。

#### ② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

#### ③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会5回全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈取締役 櫻井 和秀〉

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

同氏は、京浜急行電鉄株式会社の取締役、常務執行役員、生活事業創造本部長、鉄道本部担当を兼務しており、京浜急行電鉄株式会社は当社の発行済株式（除、自己株式）の2.32%を保有する大株主であります。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

③ 主な活動状況

社外取締役就任後に開催された取締役会4回全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈監査役 竹崎 啓介〉

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当ありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会5回全てに、監査役会は6回全てにそれぞれ出席し、上場会社の経理担当責任者として培われた専門的な知識、経験に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈監査役 宇田川 秀人〉

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当ありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会5回全てに、監査役会は6回全てにそれぞれ出席し、上場会社の総務担当取締役として培われた専門的な知識、経験に基づき、適宜必要な発言を行いました。

#### **(4) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要**

若林英一氏は非鉄金属業界における長年の経験と、総務・法務部門の責任者としての豊富な知見を、当社取締役会の監督機能強化に役立てていただくことを期待しており、当社取締役会において、その経験・知見に基づいた、様々な分野に関する積極的な発言をいただくなど、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

齊藤宏之氏は海運業界における長年の経験と、経営者としての豊富な知見を当社取締役会の監督機能強化に役立てていただくことを期待しており、当社取締役会において、その経験・知見に基づいた、様々な分野に関する積極的な発言をいただくなど、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

櫻井和秀氏は陸運業界における長年の経験と、経営者としての豊富な知見を、当社取締役会の監督機能強化に役立てていただくことを期待しており、当社取締役会において、その経験・知見に基づいた、様々な分野に関する積極的な発言をいただくなど、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

#### **(5) 責任限定契約の内容の概要**

当社は各社外取締役および各社外監査役（常勤監査役を除く）との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

#### **(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし被保険者が法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役・監査役、執行役員、管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人に支払うべき報酬等の額

	合 計
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	26百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案します。

---

(注) 本事業報告中の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,103,583</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,503,631</b>
現金及び預金	4,355,304	営業未払金	1,009,775
受取手形、営業未収金及び契約資産	1,645,812	短期借入金	3,826,827
商品及び製品	72,401	未払法人税等	11,308
原材料及び貯蔵品	802,115	賞与引当金	39,893
その他の	227,949	その他の	615,825
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,376,616</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,100,192</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>14,048,003</b>	長期借入金	8,981,684
船	12,260,054	退職給付に係る負債	1,573,452
建物及び構築物	1,275,295	特別修繕引当金	486,000
土地	296,272	その他の	59,054
建設仮勘定	40,738	<b>負債合計</b>	<b>16,603,823</b>
その他の	175,642	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	<b>72,122</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,235,877</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,256,490</b>	資本金	1,100,000
投資有価証券	431,365	資本剰余金	693,565
繰延税金資産	694,123	利益剰余金	2,452,736
その他の	135,000	自己株式	△10,424
貸倒引当金	△4,000	その他の包括利益累計額	154,641
		その他有価証券	154,641
		評価差額金	
		非支配株主持分	1,485,856
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,876,376</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>22,480,199</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>22,480,199</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		
海運業収益	11,413,797	
その他の事業収益	1,762,520	13,176,318
売上原価		
海運業費用	10,715,978	
その他の事業費用	1,706,977	12,422,956
<b>売上総利益</b>		<b>753,362</b>
販売費及び一般管理費		1,383,143
<b>営業損失</b>		<b>629,780</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,812	
補助金の収入	122,220	
その他	49,040	180,073
営業外費用		
支払利息	120,885	
その他	8,909	129,794
<b>経常損失</b>		<b>579,501</b>
特別利益		
国庫補助金	105,000	105,000
特別損失		
減損損失	34,346	
固定資産圧縮損	105,000	139,346
<b>税金等調整前当期純損失</b>		<b>613,847</b>
法人税、住民税及び事業税	63,700	
法人税等調整額	△122,960	△59,260
<b>当期純損失</b>		<b>554,587</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		26,034
<b>親会社株主に帰属する当期純損失</b>		<b>580,622</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,012,916</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,862,031</b>
現金及び預金	1,571,321	海運業未払金	752,838
海運業未収金及び契約資産	1,326,017	その他事業未払金	216,963
その他事業未収金	178,695	短期借入金	3,490,823
商品及び製品	44,037	未払金	108,331
原材料及び貯蔵品	728,442	未払費用	142,689
前払費用	40,179	未払法人税等	1,834
その他	161,220	前受金	30,580
貸倒引当金	△37,000	預り金	93,362
		賞与引当金	21,797
		その他	2,811
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,550,953</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,879,167</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>11,228,604</b>	長期借入金	7,055,286
船舶	9,708,098	退職給付引当金	1,299,767
建物	1,117,775	特別修繕引当金	442,950
構築物	53,109	関係会社事業損失引当金	35,000
機械及び装置	3,512	その他	46,163
車両運搬具	25,473		
器具及び備品	83,999	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,741,199</b>
土地	220,810	(純資産の部)	
建設仮勘定	6,878	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,687,929</b>
その他	8,946	資本金	1,100,000
<b>無形固定資産</b>	<b>71,408</b>	資本剰余金	693,565
ソフトウェア	69,209	資本準備金	89,300
その他	2,198	その他資本剰余金	604,265
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,250,940</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>904,787</b>
投資有価証券	394,362	利益準備金	185,700
関係会社株	68,889	その他利益剰余金	719,087
長期貸付	868,000	別途積立金	200,000
破産更生債権等	37,800	繰越利益剰余金	519,087
長期前払費用	76	<b>自 己 株 式</b>	<b>△10,424</b>
繰延税金資産	579,690	評価・換算差額等	134,741
その他	104,122	その他有価証券	134,741
貸倒引当金	△802,000	評価差額金	
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,822,670</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,563,869</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>16,563,869</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		
海運業収益	8,327,322	
その他事業収益	1,335,305	9,662,627
売上原価		
海運業費用	8,191,147	
その他事業費用	1,223,894	9,415,041
<b>売上総利益</b>		<b>247,585</b>
販売費及び一般管理費		1,053,583
<b>営業損失</b>		<b>805,997</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	38,809	
貸倒引当金戻入額	22,000	
賃貸料	34,515	
補助金収入	114,936	
関係会社事業損失引当金戻入額	8,000	
その他	20,902	239,164
営業外費用		
支払利息	93,850	
減価償却費	25,730	
その他	8,557	128,138
<b>経常損失</b>		<b>694,971</b>
特別利益		
国庫補助金	105,000	
抱合せ株式消滅差益	2,407	107,407
特別損失		
固定資産圧縮損	105,000	105,000
<b>税引前当期純損失</b>		<b>692,564</b>
法人税、住民税及び事業税	2,700	
法人税等調整額	△106,601	△103,901
<b>当期純損失</b>		<b>588,663</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

東海汽船株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 大島 充史  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 立澤 隆尚  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海汽船株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

東海汽船株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 大島 充史  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 立澤 隆尚  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海汽船株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第199期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第199期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

東海汽船株式会社 監査役会  
常勤監査役 藤 間 修 ㊟  
常勤監査役 竹 崎 啓 介 ㊟  
監 査 役 宇田川 秀 人 ㊟

(注) 監査役 竹崎啓介、宇田川秀人の2名は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

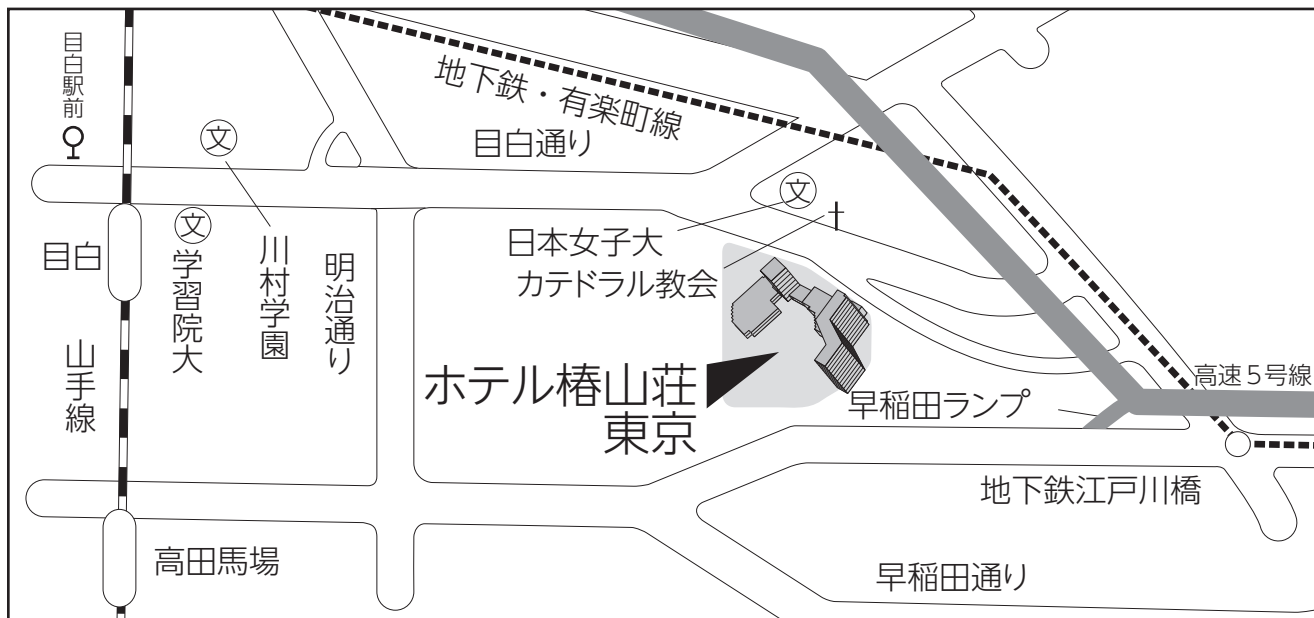
以 上

# 会場ご案内図

## 会場

東京都文京区関口二丁目10番8号 電話 (03) 3943-1111 (代表)

**ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」**



## 交通のご案内

### JR山手線「目白駅」より

JR目白駅改札出口正面、「目白駅前」から、都バス新宿駅西口行にて「ホテル椿山荘東京前」下車

### 東京メトロ有楽町線「江戸川橋駅」より

東京メトロ有楽町線江戸川橋駅「1a」出口より徒歩10分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

電子提供措置の開始日2024年3月4日

**第199回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)**

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

**東海汽船株式会社**

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (業務の適正を確保するための体制)

当社は、2015年5月12日開催の取締役会において、グループ内部統制システムに関する事項ならびに監査役の監査を支える体制の整備に関する事項の追加等の改正を決議しました。改正後の同方針は以下のとおりであります。

#### (1) 当社および子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、業務監査委員会を設置し、当社およびグループ会社における法令および定款の遵守に努めます。業務監査委員会は社長直轄とし、委員長は管理本部長、委員は総務部門・船舶部門のスタッフにより構成します。当社およびグループ会社の社員が業務監査委員会にコンプライアンスに関する通報等をした場合において、当該社員に不利益な取扱いはしないこととします。

また、当社およびグループ会社の事業における重要な意思決定を行う事項については、必要に応じて外部の専門家を起用し、事前にその法令および定款に適合しているかを検証します。

#### (2) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するために、取締役、監査役および各事業部門の責任者で構成するグループ経営会議を定期的を実施します。

グループ経営会議では、経営上発生する重要事項またはグループ会社全般にわたる事項について十分に協議を行います。

#### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制および子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

取締役の職務の執行に係る以下の文書その他重要な情報は、総務部門が管理を担当し、適切に保存します。また、グループ会社の取締役および使用人はグループ会社における以下の文書その他重要な情報の写しを当社に提出するとともに、必要に応じてグループ経営会議等にて当社へ報告するものとします。

- ・株主総会議事録と関連書類
- ・取締役会議事録と関連書類
- ・取締役が主催するその他重要な会議の議事録と関連書類
- ・取締役を決定者とする決定書類（稟議書）

以上の文書は、少なくとも10年間本社に備え置くものとし、当社の取締役・監査役は必要に応じて閲覧することができるものとします。

#### **(4) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社およびグループ会社の事業に重大な影響を与えると考えられるリスクとして、地震・噴火・火災等の大規模災害、船舶の運航上の事故、食品衛生に関する事故、予約システム機能に関する事故があり、この対応についての体制を整備します。

不測の事態が発生した場合は、当社の代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じ顧問弁護士等を含む外部の専門家と相談し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとします。

#### **(5) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期的開催し、経営に関する重要事項については、事前に取締役および指名された者による経営会議において審議を行い、取締役会の決議を経て執行します。

取締役会の意思決定の正当性を高めるために、取締役のうち複数名は社外取締役とします。

グループ会社についても取締役会を定期的開催し、重要事項および個別案件の決議を行うものとします。

また、グループ経営会議において、グループ全体の基本戦略やグループ各社の経営計画を策定し、進捗状況を定期的に確認、検証することとします。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて配置し、その職務にあたっては監査役の指示にのみ従うこととします。

なお、当該使用人の人事異動、評価、懲戒は監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとします。

#### **(7) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反、定款違反その他不正な行為の事実があった場合は、当社の監査役に報告するものとします。

また、前記にかかわらず、当社の監査役は必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して、報告を求めることができるものとします。

- ② 当社の監査役は、当社およびグループ会社の取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明ならびに書類の提示等を求めることができるとします。さらに、当社の監査役は会計監査人、グループ会社の監査役と意見および情報の交換に努め、連携して当社およびグループ会社の監査の実効性を確保します。  
また、代表取締役は、監査役と定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図ることとします。
- ③ 監査役に報告した者に対して当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないものとします。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求があった場合には、所定の手続きに従い、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとします。

### **(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)**

#### **(1) 監査役の職務の執行について**

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行っております。また取締役会に出席し代表取締役および他の取締役と連携しており、必要に応じて説明ならびに書類の提示等を求めています。

常勤監査役はグループ経営会議に出席するとともに、会計監査人や内部統制部門によるグループ会社への監査に同行し、グループ全体の業務体制の整備と運用の適正を確認しております。

#### **(2) 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み**

内部統制部門は全社的内部統制ほか業務プロセス等の整備状況と運用を評価し、業務の有効性、効率性の確保、資産の保全等の視野から事業活動の順法性を確認し、財務報告の信頼性を確保しております。

グループ各社に対しては、重要な事業拠点に赴き、当社と同様の確認を行い財務報告の信頼性を確保しております。

#### **(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

株主総会議事録や取締役会議事録等、当社の重要な職務執行に係る情報の保存および管理は、総務部門が文書管理規程、機密情報管理規程等に則り適切に行うものとしており、取締役および監査役に対して常時閲覧可能な状態としております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,100,000	693,565	3,033,358	△10,424	4,816,499
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	-	-	△580,622	-	△580,622
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△580,622	-	△580,622
当 期 末 残 高	1,100,000	693,565	2,452,736	△10,424	4,235,877

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	62,158	62,158	1,459,904	6,338,562
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	-	-	-	△580,622
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	92,483	92,483	25,952	118,436
当 期 変 動 額 合 計	92,483	92,483	25,952	△462,185
当 期 末 残 高	154,641	154,641	1,485,856	5,876,376

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 11社

東汽観光(株)、東海技術サービス(株)、東海マリンサービス(株)、東海自動車サービス(株)、大島旅客自動車(株)、大島マリンサービス(株)、八丈マリンサービス(株)、伊東港運(株)、東海シップサービス(株)、伊豆七島海運(株)および小笠原海運(株)であります。

なお、連結子会社であった東汽商事(株)は、当連結会計年度において当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

#### (3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

伊豆諸島開発(株)であります。

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、小笠原海運(株)は事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更しております。

連結計算書類の作成にあたっては、従来から連結決算日を決算日とみなした仮決算に基づく財務諸表を使用しているため、当該決算期の変更による影響はありません。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、船舶および1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、船舶8～35年、建物及び構築物3～50年であります。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 特別修繕引当金  
船舶の定期検査費用に備えるため、修繕見積額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職金規程に基づく退職一時金制度を採用し、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算の際に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上方法
  - ① 海運関連事業  
海運関連事業においては、主に旅客及び貨物の輸送サービスの提供を行っており、航海期間にわたり履行義務が充足されることから、その進捗に応じて収益を認識しております。進捗度の見積りは、航海の経過日数に基づいております。  
なお、サービスの提供のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。  
また、取引の対価は、原則、履行義務の充足前に受領することになっており、履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
  - ② 商事料飲事業  
商事料飲事業においては、主に島しょ向けセメント、建築資材、船舶燃料等の販売のほか、海運関連事業の旅客の輸送サービスに付帯する料飲販売や飲食サービスを提供しており、顧客へ商品を引き渡した時点及びサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。  
なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。  
また、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

③ ホテル事業

ホテル事業においては、主に客室、レストラン、宴会及びそれらに付帯するサービスの提供を行っており、顧客へサービスを提供した時点及び商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、サービスの提供のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

④ 旅客自動車運送事業

旅客自動車運送事業においては、主にバスによる旅客輸送サービスの提供及び自動車の整備役務の提供を行っており、旅客の輸送が完了した時点及び整備完了後に顧客へ車両を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間にかかる支払利息については、取得価額に算入しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

<会計方針の変更に関する注記>

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

<収益認識に関する注記>

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	海運関連事業	商事料飲事業	ホテル事業	旅客自動車運送事業	計
売上高					
顧客との契約から生じる収益	10,472,028	1,220,722	294,495	185,658	12,172,904
その他の収益 (注)	941,769	—	—	61,645	1,003,414
外部顧客への売上高	11,413,797	1,220,722	294,495	247,303	13,176,318

(注) その他の収益は、事業活動の維持に必要な補助金収入等であり、「収益認識会計基準」で定める顧客との契約から生じる収益の額に含まれない収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等> 4. 会計方針に関する事項「(5)重要な収益及び費用の計上方法」に記載のとおりであります。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	909,913
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	915,552
契約資産（期首残高）	3,669
契約資産（期末残高）	2,514
契約負債（期首残高）	80,264
契約負債（期末残高）	90,064

契約資産は、期末日時時点で航海日数が経過しているものの未請求の契約に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、主として旅客輸送サービスの提供前に顧客から受け取った対価に対する前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

#### (2) 残高履行義務に配分した取引価格

当社グループでは残高履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる取引については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

### <会計上の見積りに関する注記>

#### 1. 固定資産の減損

##### (1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 14,048,003千円  
 無形固定資産 72,122千円  
 減損損失 34,346千円

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの保有する固定資産について、固定資産の減損に係る会計基準に基づき処理を実施しております。

##### ① 海運関連事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により落ち込んだ観光需要の回復の遅れ、及び船舶関連費用の増加等により、当連結会計年度において営業損失を計上しておりますが、翌期以降の事業計画に基づき、減損の兆候はないものと判断しております。当該見積りの基礎となる事業計画における重要な仮定は、乗船客数、客単価、貨物需要等に関する将来の見通しです。

##### ② ホテル事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により落ち込んだ観光需要の回復の遅れにより、減損の兆候が認められましたが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を計上しておりません。

③ 旅客自動車運送事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により落ち込んだ観光需要の回復の遅れにより、当連結会計年度において営業損失を計上し、割引前将来キャッシュ・フローが著しく低下しております。当連結会計年度においては、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

減損損失の認識の判定に用いられる経済的残存使用年数、将来キャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は経営者の最善の見積りにより決定しておりますが、観光需要の回復等が見積りより悪化した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 694,123千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は事業計画を基礎とした将来の課税所得の発生時期および金額の見積りに基づき行っております。当該見積りの基礎となる事業計画における重要な仮定は、乗船客数、客単価、貨物需要等に関する将来の見通しです。この仮定に関する将来の見通しが悪化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	291,602千円
船舶	120,022千円
計	411,625千円

担保に係る債務

短期借入金	854,678千円
長期借入金	65,700千円
（内、一年内返済予定の長期借入金）	(19,400千円)
計	920,378千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,402,176千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 圧縮記帳

国庫補助金の受領により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

船舶	4,064,933千円
建物及び構築物	106,995千円
その他（器具及び備品）	70,331千円
無形固定資産（ソフトウェア）	75,500千円
計	4,317,761千円

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 2,200,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。

受取手形、営業未収金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理を行いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金及び長期借入金は営業取引や設備投資を目的とした資金調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形、営業未収金及び契約資産	1,645,812	1,645,812	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	387,478	387,478	—
資産計	2,033,291	2,033,291	—
(3) 営業未払金	1,009,775	1,009,775	—
(4) 短期借入金	3,826,827	3,822,780	△4,047
(5) 長期借入金	8,981,684	8,780,149	△201,534
負債計	13,818,288	13,612,706	△205,582

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) (4) 短期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額43,887千円）は、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。



### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価額により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2023年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券				
株 式	387,478	—	—	387,478
資産計	387,478	—	—	387,478

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 (2023年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、営業未 収金及び契約資産	—	1,645,812	—	1,645,812
資産計	—	1,645,812	—	1,645,812
営業未払金	—	1,009,775	—	1,009,775
短期借入金	—	3,822,780	—	3,822,780
長期借入金	—	8,780,149	—	8,780,149
負債計	—	13,612,706	—	13,612,706

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 受取手形、営業未収金及び契約資産、営業未払金、短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられ、レベル2の時価に分類しております。なお、短期借入金に計上されている一年内返済予定の長期借入金については、次頁「長期借入金」と同様の方法により時価を分類しております。

## 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられレベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## <企業結合に関する注記>

(共通支配下の取引等)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である東汽商事株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付けで合併契約を締結いたしました。当該契約に基づき、当社は2023年4月1日付けで東汽商事株式会社を吸収合併いたしました。

### 1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称：東汽商事株式会社

事業の内容：商事料飲事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社および東汽商事株式会社が営む商事料飲事業は、船内および船客待合所内での料飲販売、東京諸島での生活必需品の供給において連携して経営強化を図ってまいりましたが、ECサイトを初めとする新たな事業展開と既存事業の強化を一層推し進めるため、東汽商事株式会社を当社に吸収し、組織強化ならびに事業・事務管理の更なる効率化と、経営資源を集約することとしました。

(3) 企業結合日

2023年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、東汽商事株式会社を消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

東海汽船株式会社

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## <1株当たり情報に関する注記>

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,000円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 264円56銭   |

(注) 各注記の記載金額は全て千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金
当 期 首 残 高	1,100,000	89,300	604,265	185,700	1,191	200,000
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△1,191	-
当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△1,191	-
当 期 末 残 高	1,100,000	89,300	604,265	185,700	-	200,000

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	1,106,560	△10,424	3,276,592	58,750	3,335,342
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩	1,191	-	-	-	-
当期純損失 (△)	△588,663	-	△588,663	-	△588,663
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	75,990	75,990
当期変動額合計	△587,472	-	△588,663	75,990	△512,672
当 期 末 残 高	519,087	△10,424	2,687,929	134,741	2,822,670

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記等>

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### ① 有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、船舶および1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は船舶8～35年、建物3～50年、構築物5～50年、機械及び装置15年、車両運搬具2～5年、器具及び備品3～20年であります。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用し、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。退職給付債務の算定については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっております。

#### ④ 特別修繕引当金

船舶の定期検査費用に備えるため、修繕見積額に基づき計上しております。

#### ⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社に対する債権金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### ① 海運関連事業

海運関連事業においては、主に旅客及び貨物の輸送サービスの提供を行っており、航海期間にわたり履行義務が充足されることから、その進捗に応じて収益を認識しております。進捗度の見積りは、航海の経過日数に基づいております。

なお、サービスの提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、原則、履行義務の充足前に受領することになっており、履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

##### ② 商事料飲事業

商事料飲事業においては、主に島しょ向けセメント、建築資材、船舶燃料等の販売のほか、海運関連事業の旅客の輸送サービスに付帯する料飲販売や飲食サービスを提供しており、顧客へ商品を引き渡した時点及びサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間にかかる支払利息については、取得価額に算入しております。

##### ② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### <会計方針の変更に関する注記>

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### <会計上の見積りに関する注記>

##### 1. 固定資産の減損

###### (1) 計算書類に計上した金額

有形固定資産 11,228,604千円

無形固定資産 71,408千円

なお、減損損失の計上はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の保有する固定資産について、固定資産の減損に係る会計基準に基づき処理を実施しております。新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ観光需要の回復の遅れ、及び船舶関連費用の増加等により、当事業年度において営業損失を計上しておりますが、翌期以降の事業計画に基づき、減損の兆候はないものと判断しております。当該見積りの基礎となる事業計画における重要な仮定は、乗船客数、客単価、貨物需要等に関する将来の見通しです。

減損損失の認識の判定に用いられる経済的残存使用年数、将来キャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は経営者の最善の見積りにより決定しておりますが、観光需要の回復等が見積りより悪化した場合は、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 579,690千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は事業計画を基礎とした将来の課税所得の発生時期および金額の見積りに基づき行っております。当該見積りの基礎となる事業計画における重要な仮定は、乗船客数、客単価、貨物需要等に関する将来の見通しです。この仮定に関する将来の見通しが悪化した場合には、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

3. 関係会社投融資の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 68,889千円

関係会社長期貸付金 868,000千円

破産更生債権等 33,800千円

上記に係る貸倒引当金 △798,000千円

関係会社事業損失引当金 35,000千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。なお、実質価額が帳簿価額を下回ったにも関わらず、減損処理していない関係会社株式はありません。

また、関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

今後、業績が各関係会社の経営者による見積りより悪化した場合は、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<貸借対照表に関する注記>

1. 関係会社に対する短期金銭債権	205,960千円
関係会社に対する短期金銭債務	201,654千円
関係会社に対する長期金銭債権	901,800千円
2. 担保に供している資産	
現金及び預金（定期預金）	224,400千円
計	224,400千円
担保に係る債務	
短期借入金	800,000千円
計	800,000千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	8,907,209千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
4. 圧縮記帳	
国庫補助金の受領により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額	
船舶	4,064,933千円
建物	105,000千円
器具及び備品	67,433千円
ソフトウェア	75,500千円
計	4,312,866千円

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高	
売 上 高	395,826千円
仕 入 高	1,922,293千円
営業取引以外の取引高	65,044千円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	5,291株
--------------------	------	--------



<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	397,728千円
特別修繕引当金	135,542千円
貸倒引当金	256,734千円
繰越欠損金	286,076千円
有価証券評価損	67,813千円
減損損失	201,600千円
その他	31,493千円
繰延税金資産小計	1,376,989千円
評価性引当額	△737,888千円
繰延税金資産合計	639,101千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△59,410千円
繰延税金負債合計	△59,410千円
繰延税金資産の純額	579,690千円

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東汽観光(株)	直接所有 100%	役員の兼任 ホテル賃貸 資金の貸付	資金貸付	—	長期貸付金	510,000
						破産更生債権等	33,800
	東汽商事(株)	直接所有 100%	役員の兼任 商品の販売・ 設備の賃貸 資金の貸付	資金貸付	50,000	—	—
				吸収合併に 伴う債権放棄	35,000		
	東海自動車 サービス(株)	直接所有 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金貸付	—	長期貸付金	169,000
	大島旅客 自動車(株)	直接所有 100%	役員の兼任 設備の賃貸 資金の貸付	資金貸付	—	長期貸付金	189,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件については、個別交渉の上、決定しております。

注3. 長期貸付金及び破産更生債権等に対し、貸倒引当金798,000千円（当事業年度減少額 9,000千円）を計上しております。

注4. 債権放棄額のうち30,000千円は、前事業年度に計上した貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金を充当し、5,000千円を関係会社債権放棄損（営業外費用その他）としております。

<収益認識に関する注記>

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表<収益認識に関する注記>に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

<企業結合に関する注記>

(共通支配下の取引等)

(連結子会社の吸収合併)

連結注記表<企業結合に関する注記>に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額	1,286円13銭
2. 1株当たり当期純損失	268円22銭

(注) 各注記の記載金額は全て千円未満を切り捨てて表示しております。